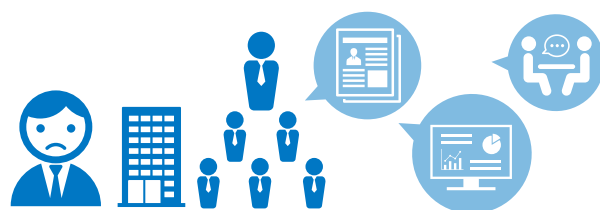


Q 近年、組織の危機管理が課題となっていますが、こういった対策が必要なのでしょうか？



A 当事務所でも、これまで教育機関や企業、団体などからの依頼で、さまざまな法律問題についての講演を行ってきましたが、近年、組織の危機管理について話す機会が増えてきました。具体的には、訴訟問題に発展させないためのアドバイスです。学校のいじめ・体罰、金融機関の債権回収など、それぞれの現場が抱える問題について細かく解説します。危機管理に大切なのは、事故が起こる可能性を予見したその時に、何らかの対応ができるかどうかです。過去の類似する事例を紹介しながら、現場では、思いもよらないところから危機的状況に陥るケースがあるということを示したり、必要に応じて対応マニュアルを作成し、活用してもらうこともあります。当事務所でも、現場で働く人たちが、瞬時に、適切な判断ができる環境づくりに貢献していきたいです。

弁護士

依頼者様の思いを大切に 全力で取り組みます

行政事件、一般民事事件、家事事件、刑事事件など受任事件は多岐に渡ります。特に、一般民事事件、家事事件は、事案が複雑で難解な事件を受任することが多く、粘り強い解決を得意とします。

みどり法律事務所

(佐賀県弁護士会所属)

武雄市武雄町大字武雄字竹下
5663 番地 2

AM9:00~PM5:00

休/土・日・祝日

<http://midori-lawoffice.jp>

☎0954-22-6331



弁護士
鬼橋 正敏